

令和 8 年 8 月 10 日

岩国市長 福 田 良 彦 様

岩国市監査委員 高 田 昭 彦

岩国市監査委員 花 井 宏 行

岩国市監査委員 矢 野 匡 亮

令和 7 年度財政の健全化判断比率及び資金不足比率審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により令和 8 年 8 月 1 日付けで
審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足
比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、岩国
市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日制定）に準拠して審査を行ったので、
次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 8 月 1 日から同月 7 日まで

3 審査の方法

この審査は、岩国市監査基準に準拠して行い、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかどうかに着眼して実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

（単位：％、ポイント）

比 率 名	健全化判断比率			早期健全化 基準	財政再生 基準
	令和 7 年度	令和 6 年度	増減		
ア 実質赤字比率	—	—	—	11.47	20.00
イ 連結実質赤字比率	—	—	—	16.47	30.00
ウ 実質公債費比率	4.5	4.5	0	25.0	35.0
エ 将来負担比率	—	—	—	350.0	

※ 実質公債費比率は、3 か年平均の数値

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和 7 年度決算において黒字となっており、実質赤字は生じていないため、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

イ 連結実質赤字比率について

令和 7 年度決算において、連結実質収支は黒字となっており、国の示す基準では健全段階の範囲となっている。

ウ 実質公債費比率について

令和 7 年度決算において、実質公債費比率は 4.5 パーセントで、前年度と比較し増減はなく、早期健全化基準の 25.0 パーセントを 20.5 ポイント下回っている。また、地方債発行の許可基準である 18.0 パーセントを下回っている。

エ 将来負担比率について

令和 7 年度決算において、将来負担額が充当可能財源等を下回っていることから、将来負担は生じていない。

令和 7 年度資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 8 月 1 日から同月 7 日まで

3 審査の方法

この審査は、岩国市監査基準に準拠して行い、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかどうかに着眼して実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であるものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

公営企業会計の名称	資金不足比率			経営健全化基準
	令和 7 年度	令和 6 年度	増減	
岩国市周東食肉センター事業特別会計	—	—	—	20.0
岩国市観光施設運営事業特別会計	—	—	—	20.0
錦帯橋管理特別会計	—	—	—	20.0
岩国市市場事業特別会計	—	—	—	20.0
岩国市水道事業会計	—	—	—	20.0
岩国市工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
岩国市病院事業会計	18.6	—	18.6	20.0
岩国市下水道事業会計	—	—	—	20.0
岩国市簡易水道事業会計	—	—	—	20.0

(2) 個別意見

ア 病院事業会計を除く公営企業会計について

病院事業会計を除く公営企業会計の決算においては、資金不足は生じておらず、国の示す経営健全化基準では健全段階の範囲となっている。

イ 病院事業会計について

本市の病院事業は、美和病院、錦中央医院、本郷診療所及び訪問看護ステーションさくらを運営している。これらを合わせた岩国市病院事業会計の決算において、令和7年度は資金不足を生じ、資金不足比率は18.6%に達している。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく経営健全化基準（20.0%）は下回ったものの、資金不足比率が10%以上となるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）に基づき、地方債の起債に際して制限を受けることになる。以下、病院事業の資金不足比率の悪化につき、意見を付する。

○ 病院事業における資金不足比率の算出方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額（流動負債（注1）－流動資産（注2））}}{\text{事業規模（医業収益）}} \times 100$$

（注1）貸借対照表の流動負債額から、資金不足比率の計算において控除できる企業債、未払金等を控除した額。流動負債は、1年以内に返済する負債を意味する。

（注2）貸借対照表の流動資産額から、資金不足比率の計算において控除すべき財源等を控除した額。流動資産は、現金預金等の1年以内に現金化できる資産を意味する。

○ 資金不足比率の令和5年度から令和7年度までの数値の変動

（単位：千円、%）

構成要素		令和5年度	令和6年度	令和7年度
	①流動負債（関連企業債・未払金控除済み）	272,883	326,398	803,402
	②流動資産（控除済み）	360,693	500,676	658,687
A	資金不足額（①－②）（注3）	△87,810	△174,278	144,715
B	医業収益（事業規模）	991,863	873,197	774,622
C	資金不足比率（注4） （A／B）×100	－ （△8.8）	－ （△19.9）	18.6

（注3）資金不足額がマイナス（△）の場合、資金の不足は生じておらず、資金の余裕が生じている状態を意味する。

（注4）資金不足がない場合は、資金不足比率は「－」と表示した。参考として、黒字の比率を（ ）内に表示した。

資金不足比率等の関連数値の直近3か年の変動をみると、病院事業の資金不足比率の悪化については、主には医業収益の減少、人件費の増加及び美和病院建設事業に係る支出の増加を起因とし、流動資産の増加に比べ、流動負債の増加が上回ったことが原因であると推察される。

当年度の業務実績をみると、令和7年7月から美和病院において新病院が開院した一方、錦中央医院において医師不足が発生し、有床診療所化や新規入院の受入れ停止などが行われ、病院事業全体の医業収益は、令和6年度と比較すると約9,800万円、令和5年度と比較すると約2億1,700万円減少している。これらにより、資金不足比率の数字を好転させる医業収益（事業規模）の数値及び現金預金等の流動資産の数値が伸び悩んでいる。

このような状況の中、当年度は、美和病院においては建設事業における事業費の増大やその財源となる起債の対象外事業の発生、人件費の上昇等の医業費用の増加などにより、錦中央医院においては入院収益の減少などにより、流動資産（現金預金）の減少を補うため、流動負債の構成要素である一時借入金が6億4,000万円となり、結果として、資金不足比率が18.6%に達することとなった。

令和8年度においては、この一時借入金6億4,000万円を全額返済する必要があるとともに、美和病院建設事業に伴う企業債の元金の償還が開始されることから、厳しい財政状況が継続すると考えられる。また、未処理欠損金が約18億8,200万円まで累積されており、収益により繰越欠損金を埋めていかなければならないことから、より一層の収益性の向上を図るとともに、経常費用の合理化等により効率性を高め、経営の健全化を推進していくことが求められる。

新しい美和病院では、多様な症状の入院患者に対応し、かつ、入院患者の在宅復帰を強化するため、地域包括ケア病床を導入しており、これらは、医療サービスを充実させつつ、経営の改善を図ることができる取

組であると評価できる。この地域包括ケアシステムの充実・強化を行うなど、病院事業経営の改善を推し進めていただきたい。

地域住民にとっては、公立病院が大きな存在意義を有しているので、将来にわたって維持していくために、財政基盤を強化し、持続可能な病院運営体を構築することを強く期待する。